議案第９８号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を別紙のとおり指定するものとする。

令和７年１１月２８日提出

北名古屋市長　太　田　考　則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市高齢者活動センターしあわせの家の指定管理者を指定するため必要があるからである。

北名古屋市高齢者活動センターしあわせの家指定管理者

１　指定に係る施設の名称

北名古屋市高齢者活動センターしあわせの家

２　指定の相手方

北名古屋市西之保中社８番地

公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター

会長　海川　和行

３　指定の期間

令和８年４月１日から令和１２年３月３１日まで